

# 監査報告書

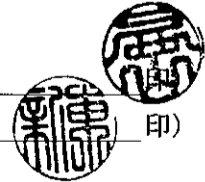
平成 26 年 5 月 19 日

社会福祉法人 よさみ野福社会

理事長 安食 正雄 様  
大 阪 市 長

監事 (氏名 西山 了宣)

監事 (氏名 東新 栄助)



社会福祉法第40条及び社会福祉法人 よさみ野福社会 定款第11条に基づき、平成24年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

なお、指摘事項については、早急に（ 月 日までに）改善してください。

## 記

- 1 実施日時 平成 26 年 5 月 16 日（金） 10 時～ 15 時
- 2 実施場所 名 称（よさみ野障害者作業所）  
所在地（大阪市住吉区山之内4丁目12番31号）
- 3 立会人等 役職名（ 理事 ）氏名（ 荒木 勝司 ）
- 4 監査結果 次のとおり

事 項	意見	指摘事項	備考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	概ね適正である		
法人及び施設の業務執行状況	適正である		
法人及び施設の会計状況	概ね適正である		
その他の状況	概ね適正である		
総 括	概ね適正である	認 定 ・ 不 認 定	

### 〔記載上の注意事項〕

- 1 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
  - 2 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
    - ① 理事長に対して改善を求める。
    - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
    - ③ 大阪市長への報告を行う。
  - 3 細部事項について指導等がある場合は、別紙を添えて報告してください。
  - 4 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部づつ作成してください。
- ※ 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。

## 監 事 監 査 項 目

監査結果    A・・・適正  
                   B・・・要改善  
                   C・・・即改善  
                   (該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
I 組織運営					
1 定 款	① 定款準則に準拠していること。 ② 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。	○			
2 役 員					
(1) 定数・現員	① 欠員が生じていないこと。 ② 役員名簿が整備されていること。	○			
(2) 選任・任期	① 役員の選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。 ② 選任関係書類が整備されていること。 ③ 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 ④ 役員の選任（再任）手続きが遅滞していないこと。 ⑤ 評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うことが適当なこと。	○			
(3) 適格性	① 欠格事由を有する者、成年被後見人及び被保佐人及び禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者が選任されていることは適当でないこと。 ② 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。 ③ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 ④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。	○			
(4) 報酬等	① 役員に報酬等が支給されている場合は、勤務実態に即し、必要な事項を理事会の議決により定め支給していること。	○			

項目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
3 理 事					
(1) 定 数	① 定数は、6名以上であること。	○			
(2) 適格性	① 理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、法人運営の職責を果たし得ること。	○			
	② 親族等の特殊の関係のある者が、定数に定める数を超えて選任されていないこと。	○			
	③ 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関係する業務を行うものが3分の1を超えてはならないこと。	○			
	④ 社会福祉事業について、学識経験を有するもの又は地域の福祉関係者が1名以上参加していること。また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。	○			
	⑤ 当該法人の経営する社会福祉施設の長が1名以上参加していること。ただし、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えていることは適当でないこと。	○			
(3) 代表者	① 理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、その旨を定款に明記していること。また、登記されていること。	○			
	② 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。	○			
	③ 代表権を有する理事が複数いる場合は、各理事と親族等の特殊の関係にある者のみが代表権を有する理事とすることは適当でないこと。	○			
	④ 理事長の職務代理者が指名されていること。	○			
4 監 事					
	① 理事、評議員および職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	○			
	② 1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監督し得る者であること。また、残りの1人は社会福祉事業について学識経験を有するもの又は地域の福祉関係者であること。	○			
	③ 他の役員と親族等の特殊の関係があるものでないこと。	○			
	④ 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。	○			
	⑤ 理事の業務執行の状況、法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われていること。	○			
	⑥ 財産状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。	○			
	⑦ 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告し、法人において保存されていること。	○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
5 理事会					
(1) 開催状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開催手続きが、定款の定めに従って行われていること。</li> <li>② 予算のための理事会、決算のための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて理事会が開催されていること。</li> </ul>	○			
(2) 審議状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。</li> <li>② 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。</li> <li>③ 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任していないこと。</li> <li>④ 定款の規定に従い書面表決を認めるときは、その手続きが行われていること。</li> <li>⑤ 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。</li> <li>⑥ 評議員会が設置されている場合は、原則として評議員会の同意を得ていること。</li> </ul>	○			
(3) 記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 議事録は、正確に記録され、かつ、当日の資料が添付されて保存されていること。</li> <li>② 議長及び議事録署名人（理事2名）は、議事録に署名又は記名押印（登録印）していること。</li> </ul>	○			
6 評議員 評議員会					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 措置委託の対象とならない施設の設置経営を行う法人は、評議員会が設置されていること。（保育所のみを経営している法人を除く。）</li> <li>② 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていないこと。</li> <li>③ 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</li> <li>④ 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行うものが3分の1を超えてはならないこと。</li> <li>⑤ 評議員には、地域の代表を加えること。また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア団体の代表者が参加していること。</li> <li>⑥ 評議員の選任、評議員会の開催、議決は定款の定めに従って行われていること。</li> <li>⑦ 評議員会の要議決事項について審議され、議決が得られていること。</li> </ul>	○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
7 その他	① 社会福祉施設の長について、関係法令及び通知で定める資格を有するものでなければならないこと。	○			
I 事業					
1 事業一般	① 定款に記載されている事業が行われていること。 ② 定款に記載されていない事業を行っていないこと。	○	○		
2 社会福祉事業					
(1) 運営状況	① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。 ② 関係法令・通知による設置及び運営の基準に即して、適正に経営されていること。 ③ 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。社会福祉事業の収入を公益事業(介護保険法に定める指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業を除く。)又は収益事業の支出に当てていないこと。 ④ 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。	○	○	○	
(2) 事務手続	① 事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続が遅滞なく行われていること。	○			
3 公益事業	① 当該法人の行う社会福祉事業の付随的意味を持ち、公益性を有するものであること。 ② 事業は、社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 ③ 会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。				公益事業は行われていない。
4 収益事業					
(1) 必要性	① 社会福祉事業又は公益事業経営(社会福祉法施行令第4条各号に掲げるものに限る。(3)において同じ。)の財源に充てるために行われているものであること。				収益事業は行われていない。
(2) 事業内容	① 収益事業により、社会福祉事業の円滑な遂行に支障をきたしていないこと。 ② 事業は、社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 ③ 事業の種類は、社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。 ④ 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障をきたしていないこと。 ⑤ 会計は、社会福祉事業及び公益事業と明確に区別され特別会計として経理されていること。				

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
(3) 収益の処分	① 収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。				
Ⅲ管理					
1 人事管理					
(1) 任免関係	① 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ている事。	○			
(2) 職務関係	① 就業規則、給与規程が設けられていること。 ② 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。 ③ 職員の資質向上を図るため、職員研修についての具体的計画が立てられていること。	○ ○ ○			
2 資産管理	① 基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。 ② 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。 ③ 基本財産を所轄庁の承認を得ずに処分し、貸与し又は担保に供していないこと。 ④ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 ⑤ 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 ⑥ 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合はその事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。	○ ○ ○ ○ ○ ○			借用不動産はありません
3 会計管理					
(1) 予算	① 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。 ② 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。	○ ○			
(2) 会計処理	① 経理規程を制定していること。 ② 会計責任者が置かれていること。 なお会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織が確立されていること。 ③ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○ ○ ○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
(3) 債権債務の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人の借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。</li> <li>② 借入等は理事会（評議員会の同意）の議決を経て行われていること。</li> <li>③ 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。</li> </ul>	○			
(4) 決算及び財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 決算手続きは、定款の定めに従い適正に行われていること。</li> <li>② 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。また、事務所等で閲覧に供していること。</li> </ul>	○			
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 寄付金の受け入れに当たっては、寄附申込書を徴するとともに、寄附金台帳に記載し、理事長名で領収書を発行していること。</li> <li>② 社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、預かり金管理規程に基づき適正に管理がなされていること。</li> </ul>	○			入所者からの預り金の事実なし
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。</li> <li>② 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。</li> <li>③ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取り組みが行われていること。</li> <li>④ 社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が立てられているとともに、その実施体制が確立されていること。</li> <li>⑤ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</li> </ul>	○			